

議事日程第1号

令和2年第1回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和2年11月19日(木) 午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第45号 令和2年度錦江町一般会計補正予算(第8号)
について
(町長提出)

日程第4 議案第46号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
(同上)

日程第5 議案第47号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
(同上)

日程第6 議案第48号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(同上)

(日程第5議案第47号及び日程第6議案第48号を一括上程)

日程第7 議案第49号 錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)

日程第8 議案第50号 錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第9 議案第51号 令和2年度職員用パソコン等購入契約の締結について
(同 上)

日程第10 議案第52号 令和2年度学校用電子黒板購入契約の締結について
(同 上)

閉 会

令和2年 第1回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和2年11月19日
召集の場所 錦江町議会議場

| | | | |
|-----------|-----|--------|--|
| 応招（出席）議員 | 1番 | 厚ヶ瀬 博文 | |
| | 2番 | 浪瀬 亮祐 | |
| | 3番 | 染川 金治 | |
| | 5番 | 池迫 重利 | |
| | 6番 | 池田 行徳 | |
| | 7番 | 川越 裕子 | |
| | 8番 | 笹原 政夫 | |
| | 9番 | 小吉 昭弘 | |
| | 10番 | 中野 徳義 | |
| | 12番 | 馬込 守 | |
| | 13番 | 水口 孝俊 | |
| | | | |
| | | | |
| 不応招（欠席）議員 | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|---------------------------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 町 長 | 木 場 一 昭 | | |
| 副 町 長 | 有 村 智 明 | | |
| 教 育 長 | 畑 中 清 和 | | |
| 総 務 課 長 | 舞 原 利 博 | 住 民 生 活 課 長 | 鶴 園 健 郎 |
| 政 策 企 画 課 長 | 新 田 敏 郎 | 観 光 交 流 課 長 | 中 島 裕 二 |
| 未 来 づ くり 課 長 | 高 崎 満 広 | 産 業 建 設 課 長 | 田 中 弘 朗 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 池 之 上 和 隆 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 落 司 毅 |
| 住 民 税 務 課 長 | 川 路 洋 志 | 教 育 課 長 | 今 熊 武 朗 |
| 会 計 課 長 | 永 吉 和 幸 | 財 政 管 財 係 長 | 山 王 洋 介 |
| 建 設 課 長 | 岩 下 和 文 | 総 務 チーム リーダー | 坪 内 裕 二 郎 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 園 守 | | |
| 職務のため出席した者 | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 冨 尾 俊 一 | | |

令和2年 第1回 錦江町議会臨時会議録

令和2年11月19日(木) 午前10時00分
錦江町議会議場

| | |
|------|--|
| | (開会・開議) |
| 水口議長 | ただいまから令和2年第1回錦江町議会臨時会を開会いたします。 |
| | (日程報告) |
| 水口議長 | 本日の会議を開きます。 本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。 |
| | 日程第1 会議録署名議員の指名 |
| 水口議長 | 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、厚ヶ瀬君、10番、中野君を指名いたします。 |
| | 日程第2 会期決定の件 |
| 水口議長 | 日程第2「会期決定の件」を議題にいたします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日の1日間と決定いたしました。 |
| | 日程第3 議案第45号 |
| 水口議長 | 日程第3、議案第45号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第8号)について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。 |
| | (木場町長、登壇) |
| 木場町長 | 議案第45号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第8号)について」提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額1,113万8,000円の減額で、累計は76億7,057万5,000円となりました。 今回の補正は、人事院勧告等によります人件費の減額が主なもので、余剰財源につきましては財政調整基金繰入金を減額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 |
| | (木場町長、降壇) |
| 水口議長 | これから質疑を行います。 |

| | |
|------|--|
| | 第1表「歳入歳出予算補正」の歳入18款「繰入金」及び、歳出1款「議会費」から10款「教育費」まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 水口議長 | 質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第45号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第8号)について」を採決いたします。 お諮りします。議案第45号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 異議なしと認めます。 したがって、議案第45号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第8号)について」は、原案のとおり可決されました。 |
| | 日程第4 議案第46号 |
| 水口議長 | 日程第4、議案第46号「錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。 |
| | (木場町長、登壇) |
| 木場町長 | 議案第46号「錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、令和2年人事院勧告に基づき、職員の期末手当支給率を、0.05月分引き下げ改定を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。 審議のほどよろしくお願い申し上げます。 |
| | (木場町長、降壇) |
| 水口議長 | これから質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第46号「錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。 お諮りします。議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |

| | |
|------|--|
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 異議なしと認めます。 したがって、議案第 46 号「錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。 |
| | 日程第 5 議案第 47 号 日程第 6 議案第 48 号 |
| 水口議長 | 日程第 5、議案第 47 号「錦江町町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第 6、議案第 48 号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の 2 議案を一括議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。はい、木場町長。 |
| | (木場町長、登壇) |
| 木場町長 | 議案第 47 号「錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、並びに、議案第 48 号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き下げる「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」を準用する町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給割合も同様に改定する必要があるため、本条例案を提案するものであります。 以上、議案 2 件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。 |
| | (木場町長、降壇) |
| 水口議長 | これから質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 質疑なしと認めます。 これから、議案第 47 号「錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第 47 号「錦江町町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決いたします。 お諮りします。議案第 47 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 異議なしと認めます。 したがって、議案第 47 号「錦江町町長の給与に関する条例の一部を改正す |

| | |
|------|---|
| | る条例について」は、原案のとおり可決されました。 |
| 水口議長 | 次に、議案第 48 号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第 48 号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 48 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 異議なしと認めます。 したがって、議案第 48 号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。 |
| | 日程第 7 議案第 49 号 |
| 水口議長 | 日程第 7、議案第 49 号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。はい、木場町長。 |
| | (木場町長、登壇) |
| 木場町長 | 議案第 49 号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、令和 2 年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当支給率を、0.05 月分引き下げ改定を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。 審議のほどよろしくお願い申し上げます。 |
| | (木場町長、降壇) |
| 水口議長 | これから質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第 49 号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期 |

| | |
|------|---|
| | <p>末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 49 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 49 号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。</p> |
| | 日程第 8 議案第 50 号 |
| 水口議長 | <p>日程第 8、議案第 50 号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p> |
| | (木場町長、登壇) |
| 木場町長 | <p>議案第 50 号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、令和 2 年人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定に関する取り扱いを明文化したいため、本条例案を提案するものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| | (木場町長、降壇) |
| 水口議長 | これから質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第 50 号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第 50 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 50 号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。</p> |
| | 日程第 9 議案第 51 号 |

| | |
|------|---|
| 水口議長 | <p>日程第9、議案第51号「令和2年度職員用パソコン購入契約の締結について」を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p> |
| | (木場町長、登壇) |
| 木場町長 | <p>議案第51号「令和2年度職員用パソコン等購入契約の締結」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、令和2年5月14日に鹿児島県市町村行政推進協議会が実施した「電算用関連機器共同調達事業」の入札結果により、機器単価が決定されました「令和2年度職員用パソコン等購入事業」の購入契約締結につきまして、「錦江町議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| | (木場町長、降壇) |
| 水口議長 | <p>これから質疑を行います。質疑ありませんか。</p> |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第51号「令和2年度職員用パソコン等購入契約の締結について」を採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第51号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| | (「なし」と呼ぶ者あり) |
| 水口議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第51号「令和2年度職員用パソコン等購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。</p> |
| | 日程第10 議案第52号 |
| 水口議長 | <p>日程第10、議案第52号「令和2年度学校用電子黒板購入契約の締結について」を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p> |
| | (木場町長、登壇) |
| 木場町長 | <p>議案第52号「令和2年度学校用電子黒板購入契約の締結」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、令和2年11月2日に指名競争入札に付した「令和2年度学校用電子黒板導入事業」につきまして、購入契約を締結するため、</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>「錦江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| | (木場町長、降壇) |
| 水口議長 | これから質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 水口議長 | はい、2番、浪瀬君。 |
| 2番浪瀬議員 | <p>入札方法についてですね、伺いたいと思います。</p> <p>物品の購入に当たってはですね、まず物品の型式を指定して、事前に参考見積をとられると思うんですが、そこが今回の入札に入っているのか、いないのか。まずそこからお聞きしたいと思います。</p> |
| 水口議長 | はい、木場課長。 |
| 木場町長 | 見積等の準備段階につきましては、直接、私のほうでは関与しておりませんので、担当課長、もしくは指名委員長に答弁をさせたいと思います。 |
| 水口議長 | はい、教育課長。 |
| 今熊教育課長 | <p>参考見積の業者さんも入っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 水口議長 | はい、2番、浪瀬君。 |
| 2番浪瀬議員 | <p>参考見積を取る業者さんが入札に入るということは、他の事業所よりもすでに何ヶ月か前に、錦江町がこの品物を買うかもしれないと知ったということですよ。今回の場合でいうとですよ、久永さんがRICOHさんに「いくらでやりますか。」と事前に聞いて交渉して、最低価格を決めている可能性も十分あるわけですよ。だから町内の業者さんから不満が出ているわけですよ。</p> <p>この前もですよ、小学校・中学校の空気清浄機にしても、入札の指名を8社出されて、錦江町から5社が入札をされているわけです。そういう8社出しているにもかかわらず、やはりこの久永さんにしているわけですよ。ここからとられたわけですよ、前のときも。</p> <p>だから仮にですよ、錦江町の業者さんも指定して、作っているところに聞いて、そして久永さんも入札に参加されるんだったら、それは平等性があるけれど、これは平等性がないんじゃないかと業者が言っているわけです。事前に久永さんは分かっていたと。これをとるんだっていう、錦江町が買うんだということをですよ。だから、そういう中でですね、やはりちゃんと平等性は保てるようにしないとイケない。</p> <p>そして、600万ぐらいのお金の空気清浄機もですよ、わざわざ鹿屋の業者まで入れて入札される必要がどこにあるのか。品物も持ってきてですよ、置くだけ。でも入札に8社も出しているわけで。なんで錦江町からの業者だけではいけない、わざわざ鹿屋からも入れないといけなかったのか。実際か</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>ら言えばですよ、土曜だって日曜だって、何かあったときは鹿屋の業者は走ってきませんよ。頼んでいるでしょうに、日曜だったりに何かあったりしたときは。電気関係、かれこれのときは地元の業者を使っているでしょう。町長も今度の30万円であっても、何であっても、地元業者育成ということでお金を使っているわけです。だけれど、言っていることとやっていることが違うような気がしてですね、こう言っているんです。</p> <p>どういうふうに町長考えていますか。</p> |
| 水口議長 | <p>はい、空気清浄機についての質問だったんですが、今回のこの電子黒板についても関連がありますので、町長、そういった感じでお願いします。</p> <p>はい、木場町長。</p> |
| 木場町長 | <p>原則論としては、地元業者がいればですね、地元業者を指名するというのは当然のことだろうと思います。ただし、地元業者が指名されても、入札の結果が担保されるものではないというふうには考えております。</p> <p>事前情報を町外の業者が先に知ったのではないかっていうような、そういう懸念を持たれているということについてどう思っているかということですか。そのことについては、多分職員のほうが、事前に予算とかいろんな機種選定の意味で情報収集をしたいがためにしたんだろうと思います。そこらについては、町内でそういう情報収集ができるというふうに判断すれば、町内の事業者でそういう情報収集をすべきだろうというふうに考えております。今回の場合はそう判断しないで、町外の業者から事前に情報収集をしようとした結果がこうなったんだろうというふうに考えております。とは言いながら、いろんな商慣行はあるとは思いますが、最終的には入札をするという結果に基づいて契約を進めますので、そこら辺については、今後は何らかの対応もしないといけないかとは思いますが、今回のこの件について入札執行行為が不正であったというふうには判断しておりません。</p> |
| 水口議長 | <p>はい、2番、浪瀬君。</p> |
| 2番浪瀬議員 | <p>今回の入札が適当でないとは言っておりませんし、思っておりません。</p> <p>今後はですよ、入札に入らない業者さんからそれなりの見積をいただいて、見積を作っていた費用はちゃんと払って、どこも知らない状況で錦江町の事業者さんも参加をされたら、「公平性がないんじゃないか、いろいろちよっとおかしいんじゃないか」というようなことも言われないうのでですね、その辺はもう1回執行部でいろいろ検討していただければと思います。</p> |
| 水口議長 | <p>はい、木場町長。</p> |
| 木場町長 | <p>こういう類いの契約については、多分今までもこれに準じたような形でしてきた経緯があると思います。浪瀬議員もおっしゃるとおり、なるべくなら地元の業者にとっていただきたい。だけれども、そのために特別なことはで</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>きませんので、指名委員会あたりですね、こういう類いの見積の徴収方とかそこら辺について、今回のことを参考にしながら「見積の徴収方について」というようなことで、指名委員会等で検討させたいというふうに考えております。</p> |
| 水口議長 | <p>ほかに質疑ありませんか。</p> |
| | <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> |
| 木場町長 | <p>質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p> |
| | <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> |
| 水口議長 | <p>討論なしと認めます。 それでは、議案第 52 号「令和 2 年度学校用電子黒板購入契約の締結について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 52 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> |
| 水口議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、議案第 52 号「令和 2 年度学校用電子黒板購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 水口議長 | <p>これで、本日の日程は全部終了いたしました。 会議を閉じます。令和 2 年度第 1 回錦江町議会臨時会を閉会いたします。</p> |
| | <p>10 : 27 閉会</p> |